

自立生活支援用具	自動消火器	21,000	①身体障害 単一障害で2級以上の者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯 ②知的障害 重度の知的障害児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯 ③精神障害 精神障害1級又は障害支援区分3以上の児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯 ④難病患者等 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	頭部保護帽	レディメイド 12,160 オーダーメイド 15,200	①身体障害 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害で頻繁に転倒する3歳以上の者 ②知的障害 重度の知的障害児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 ③精神障害 精神障害1級又は障害支援区分3以上の児・者でてんかん等の発作等により頻繁に転倒する者	スポンジ、革等を主材料に製作されたヘルメット型のもので、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	歩行補助つえ(一本杖)	木材2,610 軽金属 3,410	①身体障害 下肢又は体幹機能障害のある学齢児以上の者 ②難病患者等 下肢が不自由な者	障害者が容易に使用し得るもの。ただし、折りたたみ式を除く。	3	○	○								○
	移動支援用具	60,000	①身体障害 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする3歳以上の者 ②難病患者等 下肢が不自由な者	次の性能を有する据置きの手すり又はスロープ等であるもの。 ア 障害者の身体機能の状態を十分ふまえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの。 ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8	○	○								○
	特殊便器	133,000	①身体障害 上肢障害2級以上で排便後の処理が困難な学齢児以上の者 ②知的障害 重度の知的障害児・者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 ③難病患者等 上肢機能に障害のある者	リモコンのボタン操作により温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介助している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8	○	○	○	○						○
	電磁調理器	40,000	①身体障害 視覚障害2級以上の者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯 ②知的障害 重度の知的障害者のみの世帯、重度の知的障害者を含む知的障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	音声ガイド機能、点字による表示が付属し、障害者が容易に使用し得るもの。	6	○	○								
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	①身体障害 視覚障害2級以上で学齢児以上の者	電波を利用して、符号を送り、歩行者の前方の信号機の表示する信号が青色である時間を延長する機能を有するもの。	10	○	○								
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	①身体障害 聴覚障害2級以上の者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。(サウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む)	10	○									
	視覚障害者用音声IOタグリーダー	62,790	①身体障害 視覚障害2級以上の者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯	タグに登録した音声内容を専用機により読み上げる機能を有するもの。	5	○									
	在宅療養	透析液加温器	51,500	①身体障害 腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析を行っている3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5	○	○							
ネブライザー		36,000	①身体障害 呼吸器機能障害3級以上で3歳以上の者 ②難病患者等 呼吸器機能に障害のある者	障害者が容易に使用し得るもの。	5	○	○							○	
電気式たん吸引器		56,400	①身体障害 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害で医師の意見書により必要と認められる者(児) ②難病患者等 呼吸器機能に障害のある者	障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5	○	○							○	

	福祉電話	レンタル型の契約料及び架設工事費	①身体障害 所得税非課税世帯又は生活保護法第1条の規定に基づき生活保護を受けている世帯であつて、かつ、外出困難な2級以上の身体障害者のみの世帯、聴覚又は音声言語機能障害3級以上でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる障害者のみの世帯、これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世帯			○														
	点字図書	点字図書価格から一般図書の購入価格相当額を控除した額	①身体障害 視覚障害者・児で主に情報の入手を点字によっている者	点字により作成され、月刊や週刊等で発行される雑誌を除いた図書		○	○													
	人工内耳用電池	空気電池(月額・税込) 2,000 専用充電電池 15,300 専用充電器 25,200	①身体障害 聴覚障害を有し、人工内耳を装着している者	人工内耳装着者が、人工内耳用を使用するもの。	専用充電電池 3 専用充電器 3		○													
	人工内耳用音声信号処理装置	300,000	①身体障害児 聴覚障害を有し、人工内耳を装着している児で医師が必要と判断した者。(ただし、医療保険や民間保険が適用される場合を除く)	障害児が容易に使用し得るもの。		5	○													
排泄管理支援用具	ストマ用装具	消化器系(月額) 8,600 尿路系(月額) 11,300	①身体障害 内部障害を有し人工肛門若しくは人工膀胱を設けている者・児	ストマ用品であつて障害者が容易に使用し得るもの。(ストマ用品とは、収納袋、皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものをいう。)			○	○												
	紙おむつ等 ※特例としてストマ用装具に代えて紙おむつ等を給付する場合に限る。(原則としてストマ用装具と重複しての給付は行わない。)	月額(税込) 12,000	①身体障害 3歳以上であつて次のいずれかに該当する者。 (1) 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができないもの。 (2) 先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。 (3) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害又は乳幼児期以前に発現した脳原性運動機能障害と類似の症状を呈する障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、医師の意見書により必要性があると認められた者	次のいずれかのもので障害者が容易に使用し得るもの。 (1) 紙おむつ (2) サラシ、ガーゼ、脱脂綿 (3) 洗腸装具				○	○											
	収尿器	男性用 普通型 7,700 簡易型 5,700 女性用 普通型 8,500 簡易型 5,900	①身体障害 常時失禁状態にある排尿機能障害で3歳以上の者	採尿器と収納袋で構成され、尿の逆流防止装置がついているもの。		1	○	○												
居宅生活動作補助用具	200,000	①身体障害 下肢又は体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する学齢児以上の者であつて障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替をする場合は上肢障害2級以上の者) ②難病患者等 下肢又は体幹機能に障害のある者	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもので次に掲げるもの。 (1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための通路面及び床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取り替え (5) 和式便器から洋式便器等への便器の取り替え (6) その他前号に付帯して必要な工事				○	○												○

(注)1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

2 これに準ずる世帯とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。

- ア 障害者本人を除く世帯員が学齢児以下であるもの
- イ 障害者本人を除く世帯員が介護保険法に基づく介護認定により要介護4以上と認定されているもの
- ウ 障害者本人を除く世帯員又は障害者本人いずれかが同一敷地外で別居しているもの

エ 障害者本人が週5日(概ね週40時間)において日中独居となるもの(日中とは午前8時から午後5時までの時間帯をいう。)

オ その他市長が特に必要と認めた世帯

3 複合機能が付帯した福祉用具については、主たる機能が実施要綱に示すものと合致しない場合、日常生活用具給付対象としないものとする。